

令和5年男鹿市告示第19号

地方税法第416条第1項の規定により、令和5年度固定資産税の納税者に対し、令和5年度固定資産税に係る「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を下記のとおり縦覧に供する。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

記

- 1 縦覧場所 市役所税務課及び若美支所
- 2 期 間 令和5年4月1日から5月31日まで  
(土・日曜日、祝日及び休日を除く)
- 3 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで